

海外実情調査報告(英国)

1. 日程、訪問先

(1) 日程

平成 12 年 5 月 8 日 (月) ~ 5 月 10 日 (水)

(2) 訪問先 (全てロンドン市内)

5 月 8 日	大法官省 (Lord Chancellor's Department) なお、内務省 (Home Office)からは担当者が大法官省まで来省。
5 月 9 日	ソリシタ協会 (Law Society)
5 月 9 日	クリフォードチャンス法律事務所 (Clifford Chance LLP.)
5 月 9 日	中央刑事法院 (Central Criminal Court)
5 月 10 日	バリスタ協会 (The General Council of the Bar)

2. 参加委員 (会長代理を除き 50 音順)

竹下会長代理、石井委員、井上委員、北村委員、高木委員、藤田委員、水原委員、山本委員

随行事務局員：小島、古財、丸島、山口、田中、山本 (昌)、随行大使館員：在英日本大使館梅林一等書記官

3. 調査結果 (概要)

(1) 大法官省 (Lord Chancellor's Department)、内務省 (Home Office)

ア 司法改革の動向、弁護士業務に関する説明等 (ピーター・ハリス氏 : Head of Legal Services Development Division)

英国においては、民事司法へのアクセスを容易にすることが政府の従来からの方針 (strategy)となっている。その背景には、グローバル化の進展等に伴い、個人ないし団体が自己依存 (self-reliance)を迫られる中で、

司法へアクセスする権利の充実が強く求められる一方で、一つのまとまった社会・経済として機能していくためにも司法へのアクセスが不可欠であると認識されていることなどがある。

司法改革に関する基本的考え方は以下のとおり。

すなわち、法的サービスは市場により提供されるものであり、政府としては、適正な市場(適正な市場は全て人が経済的理性的判断を行っていくことが前提となる。)の形成に必要な条件整備に努めていくことが必要である。例えば、提供されるサービスの内容を反映した料金の仕組みとし、またそのことを判断できるようにする必要がある(訴額に応じた提訴手数料、ADRの利用に伴う費用、訴訟の各段階における手数料等を明確にし、当事者が当該サービスの提供を受けるかどうかを判断できるようにする)。他方、市場によって提供され得ないサービスについては、社会政策として国家の助成により補っていく(貧困者に対する法律扶助)。法律扶助に関しては現在予め一定の基準を満たした法律事務所と契約を結んで行うこととしているが、将来は競争入札による価格競争をさせることも考えられる。大法官省の法律扶助費の予算額は約16億ポンドであるが、大法官省も法的サービスの購入者であると位置付けられている。

弁護士業(legal profession)に関しても、市場開放の動きがあり、法廷弁論権について、バリスタとソリシタの垣根が低くなるばかりでなく、弁理士や公認会計士にもこれを認めていくこととされており、専門職業間の競争性が高まっていくことになる。その一方で、それらの業種同士のパートナーシップや法人化も進めていく必要があると考えられている。

公正取引委員会への諮問事項である市場開放の対象には法的サービス分野も含まれているとのこと。

法的サービスは、今後、ビッグビジネスに発展していく分野であり、国際的市場占有率を高めていくためにもその条件整備に努めていかなければならない。他方において、市場を形成する前提として、その適正さを確保するための規制を施すことは不可欠であり、例えば、個人訴訟向けに、訴訟費用に関する保険、資金調達の方法、弁護士、医師等の専門家のパネル等をパック商品として提供する、claims managerと呼ばれる会社も出てきており、このような手法によるビジネスをどのように規制していくかも一つの問題となっている。

イ 裁判官の任用制度に関する説明等(ジュディス・レナード氏: Judicial appointments Group)

英国においては経験を積んだバリスタ、ソリシタから裁判官を任用する制度を採用している。1980年代からバリスタだけでなくソリシタからも裁判官を任命していくよう手続の改善が進められてきたが、現在でも、高等法院の裁判官は主としてバリスタから任用され、ソリシタについてはそれより下位の裁判所の裁判官にしか任用されないという傾向がある。大法官省としては、ソリシタの高等法院の裁判官への任用を進めたいと考えている。

裁判官の任用手続については、不透明であるとの批判があったことから、ロナルド・ピッチ卿が、大法官の指示に基づき、裁判官任用手続に関する監視・苦情処理及び改善勧告を任務とする委員会(ただし、任用手続そのものには関わらない。)を設置することなどを内容とする提言をまとめ(1999年12月)、現在、大法官省でこの提言の実現を進めつつある。

裁判官任用の運用の実情に関しては、開放性、手続の透明性、選別の公平性に関して意が払われており、勤務評定に関しても、司法の独立との関係に配慮しながら多元的な情報により客観性・公平性のある判断が行い得るような工夫がなされている。

ウ 陪審制度、刑事司法改革の動向に関する説明等(ポール・ストックトン氏: Head of Criminal Justice Division、ヴィヴィアン・ピュー氏: Justice and Victims Unit, Home Office)

陪審裁判が行われるのは、刑事事件全体の5%程度にすぎず、それ以外は治安判事による裁判が行われているが、裁判官等の専門家の間では重大犯罪については陪審裁判によるべきというのが大方の意見である。民事事件に関しては、名誉毀損や誣告など一部の種類の事件についてのみ行われている(これらの事件についても陪審裁判に付すか否かは裁判官の裁量に委されている。)。例えば、名誉毀損に陪審裁判が用いられるのは、個人とメディアが対立当事者となり争点として個人の評判が問題となることが多く、一般人の判断になじむからという説明が可能であるが、専門家の間では疑問視する声もある。

陪審の判断(評決)に対しては、裁判官が陪審員に適正な説示を行ったかどうか、陪審員が聞くべき証拠を聞いたかどうかといった手続上の問題を除いては、上訴できないこととされている(憲法上の原則)。また、評決の過程については一切推知することはできず、陪審の判断にどのような影響が働いたかを知ることはできない。

誤判を是正するメカニズムとしては、刑事事件再審査委員会(Criminal

Cases Review Commission)による再審査制度がある。

陪審制度に関しては、一般的な問題として、裁判の遅延、高いコスト、必要以上に手の込んだ手続といったものが指摘されている。具体的な問題ないし改革の動きとしては、重大経済事犯に関する陪審裁判の在り方（一般人には複雑な経済事犯についてその内容を十分理解し的確な判断を下すのは困難）や、両性犯罪に関し被告人の陪審裁判を選択する権利を制限することなどがある。前者についてはまだ議論の先行きは見えておらず、後者については法案が国会を通過する見込みであるものの、大きな論争の的となっている。

陪審員の選定は、全くの無作為抽出 (at random)により行われており、性別や職業等の比率を操作するようなことはしていない。

陪審経験者に対するリサーチの結果によれば、陪審員としての経験が興味深かったなどという意見を含め、90 %以上の者が満足しているとのこと。

陪審員に対して特別の訓練あるいは説明は行われず、最初に Court Officer から簡単なイントロダクションがあるだけ。陪審員の中に特別な知識・経験を有する者が含まれている場合には、逆に、そのこと自体が破棄の事由とされることもあり得る。

刑事司法改革に関しては、現在、大法官の指示を受けオールド卿が改革案について検討を進めているところである。その内容については定かではないが、例えば、刑事法院と治安判事裁判所を一つの組織とすること、裁判の遅延を解消するため、手続の段階毎の時間（特に初期の段階）を短縮することなどが考えられる。これとは別に、Law Commission でも、伝聞証拠の制限の緩和、前科証拠の許容、二重の危険の禁止の見直し等について検討が進められている。

エ 治安判事の任用に関する説明等（スティーブ・ハンフリ - 氏：Head of Magistrates(Appointments) Division)

治安判事の任用については、各地域のアドバイザリ - ・コミッティ - が地域社会の構成を適正に反映（性別、人種等の面）できるよう候補者を選別し、大法官へ推薦する仕組みとなっている（アドバイザリ - ・コミッティ - は、2 回にわたり候補者の面接を行うが、1 回目の面接では、通常人であれば持ち合わせていると思われる能力を基準として、候補者の資質、性格、コミュニケーション能力、社会意識、判断力が審査され、2 回目の面接では、法的判断能力、理解力を審査するため、ケーススタディ - や犯罪の重大性に応

じたランク付けのテストなどが行われる。)。アドバイザリ・コミッティ - の手続においては開放性、透明性、公正性に配慮がなされており、委員会自体も公開されている。

治安判事の懲戒に関しても、アドバイザリ・コミッティ - の上申により大法官がその権限で行うこととされているが、殆どが譴責処分にとどまっている。

治安判事には法律家の資格を有する有給治安判事 (stipendiary) と非法律専門家の無給治安判事 (lay) の 2 種類があるが、前者は主にロンドン市内その他の大都市部 (それらの地域では事件数も多く事件も重大なものが多い。) に配置され、後者はそれ以外の中小の都市部に配置されている。

治安判事は 70 歳で退職するのが実務上の慣行。

オ 裁判官の養成・訓練に関する説明等 (エドワード・アダムス氏 :Secretary to the Judicial Studies Board、マイケル・ウリ - 氏 :Senior Training Adviser to the Judicial Studies Board)

英国では、裁判官の研修・訓練 (任官時及び任官後の継続教育) に関する組織として JSB (ジュディシャル・スタディ - ズ・ボ - ド、1979 年設立) がある。JSB は、裁判官等によって組織される委員会であり、訓練の必要性や訓練内容の決定につき大法官省から相当程度の独立性を保障されている (司法の独立性の要請から)。JSB は、刑事委員会、民事委員会、家事委員会等の五つの委員会と、それらの補助的事務を扱う平等待遇助言委員会 (Equal Treatment Advisory Committee) から成る。

通常、非常勤裁判官に任官後、1 週間の研修を受け、その後は 3 年に一度の研修を受ける。このような定期的な研修に加えて、民事司法改革や人権法の制定など大きな法改正が行われた場合には特別研修が行われる。研修において重視されるのは、実務的な裁判官としての技能・能力の育成である。特別な研修施設はなく、ホテルや会議場など外部施設を適宜利用している。

裁判官の研修・訓練として重要なのは、97 % の刑事事件に加え、少年事件や家事事件も扱う素人治安判事 (lay magistrates) に対するものである (彼らは法曹資格のあるコート・クラ - クのサポートを受けているが、その責任は重大で、適正な意思決定が求められる。)。全国で 72 区域に設けられた治安判事委員会が、大法官省の委託を受け、JSB において作成した訓練教材を用いて訓練を行っている。治安判事は、定期的に知識・技能等の評価を受け、それが良好であれば、事件の取扱いの種類・内容におい

て、より高度な職務に従事することができるようになる(そのような評価を通じてさらなる訓練の必要性やその分野が識別されていくこととなる。)。

カ 民事訴訟改革に関する説明(マイケル・コロソ氏: Head of Drafting Services Division)

最近 2 年間の民事司法の大改革は、5 年前にウルフ卿が出したレポートに基づくもの。同レポートの主眼の一つは、民事訴訟手続の簡易化であった。従来の手続は複雑で、用語も時代遅れの難解なもので、法律家だけが法廷活動を行うことを前提としており、少額訴訟に相応しいものではなかった(少額訴訟については本人訴訟ができないとコストがかかり過ぎる。)。そこで、少額訴訟につき、手続が簡易で法律家に依頼することなく本人自ら追行することが可能となるよう、新たに簡易な規則が制定されるに至った(1999.4.26 施行)。その基本原則(overriding objective)は、当事者の対等性を確保すること、コストの抑制、訴訟物の価額、事件の重大性、争点の複雑さ、当事者の財産的情况に見合った方法による事件処理、迅速かつ公正な事件処理の確保、裁判所の人的・物的資源の適正な配分である。

同規則は、新たに設けられた規則制定委員会(委員長はウルフ卿)により制定された。

同委員会には 2 名の非法律家もメンバーに加わえられており、用語が簡明であるかなど非法律家の目からのチェックが期待されている。

規則が施行されて一年程度経つが、その評価はおおむね良好である。ある法律雑誌の調査によれば、殆どの法律家は満足し、また、非法律家である訴訟当事者も、その 75 % が少額訴訟について好意的に評価しているとのこと。

キ 司法へのアクセスに関する法律(Access to Justice Act 1999)の説明(リンジ・サリバン氏)

従来法律扶助制度においては、資金運用の適正さを確保する仕組みも計画もないまま需要に応じ漫然と資金が費やされるだけで(支出の限度額なし)、提供される法律サービスの質もコントロールされていなかったため、コストが増加するばかりで、真に法律扶助を必要とする事件に良質な法律サービスが必ずしも提供されてこなかった(ニーズに合致しないサービスの不均衡な提供、非効率な資金運用)。そこで、1999 年に司法へのアクセスに関する法律が制定され、従来法律扶助に代わり、コミュニティ・リ・ガルサービス制度が創設され、法律サービス委員会(Legal Services Commission, LSC)が、地域社会法律サービス及び刑事弁護サ

ビスの管理・監督主体として、識別されたニーズに即応する良質な法律サービスの提供に関する計画策定、関係団体との連絡調整、各種情報提供等を統一的に行うこととなった。

新たな制度の下では、上記 LSC が、一定の基準（例えば、当該事務所の家事事件、労働者の雇用に関する事件、住宅に係る事件、人身障害等の取扱い状況などに関するもの）に合致する法律事務所と予め契約を締結して、法律扶助の対象となる法律サービスを提供できる弁護士を確保することにより、サービスの質の確保が図られることとなっている（従来は資格を有する法律家であれば、誰でも法律扶助の仕事を引き受けることができ、仕事量と要した時間に応じて報酬を請求できることとなっていた。）。これにより、法律扶助の仕事をしていた法律事務所は従来の約 1 万 2,000 から約 5,000 に減少したとのことである。事務所との契約期間は通常 3 年間で、更新の際には、基準に合致しているかどうか改めて審査を受けることになる。

ク 陪審制度の運用に関する説明（ティム・ストラウツ氏：Crown Court Operations Division, Court Service）

陪審制度一般に関する説明（省略）

報道規制に関しては、一切の報道規制を行うというのは事実上困難。著名な事件では一切報道に接していないというの方が珍しく、陪審員の選定に困難を来す例もある。結局、国家の安全保障に関する事件や少年事件（氏名を伏せなければならない）を例外として、氏名や事件の概要に関する報道は許されるとする取扱いをしている。

陪審員候補者の召還は、事件毎ではなく、通常約 2 週間の期間を定めて召還し、その期間内に行われる陪審審理に従事させるという形をとっている。陪審員として召還を受けた場合に応じる者の割合は 75 % 程度（ただし、召還に応じながら義務の免除を求めてくる者が相当数ある。）。

なお、審理が数日に及ぶ場合でも、最近では陪審員を帰宅させるのが通常取扱いとなっている（ただし、他人と当該事件に関して話をしてはならないとの注意がなされる。）。

ある調査によれば、陪審員としての待遇には 90 % 以上の者が満足をしているとの結果が出ている。

陪審制度は、非効率でコストもかかり、また陪審員には特に経済事犯など複雑な事件についての事実認定や、証拠評価は困難であるとの議論もあるが、基本的には国民の間に根付いた制度であり、これをなくすというようなことは考えがたい。事実認定に関しては、事件ずれをしてい

るプロフェッショナルな裁判官より市民の方が適しているとの見方もある。

(2) ソリシタ協会 (Law Society)

ア ソリシタ協会に関する一般的ブリ - フィング (クリスチャン・ウィスカ - チェン氏 : International Directorate)

ソリシタ協会は、ソリシタ自身による互助ないし規律のための団体であり、具体的にはソリシタの養成・教育、規律の保持 (専門職業準則の制定、懲戒)、司法へのアクセス向上等のための改革への各種取組み、開業ないし営業の支援・推進などを行っている。

なお、昨今、英国のソリシタには国際化の傾向が顕著に認められ (海外からの収入が大幅に増加)、同協会では海外への進出・開業の推進にも力を注ぎ、ソリシタの職域 (市場) 拡大に貢献をしているとのことである。

イ 陪審制度等に関する説明 (ロジャ - ・イード氏 : Policy Adviser Criminal Law)

陪審制度等に関する一般的説明。

なお、被告人が陪審を選択する理由 (両性犯罪の場合) は、陪審裁判の方が治安判事の裁判より無罪率が高い (陪審の場合 50 %、治安判事の場合 20 ~ 30 %) ことによるものであること、陪審は、警察の収集した証拠に対する評価については、治安判事より、公明正大で、かつ 12 人の様々な経験に基づき正しく行うことができることなどの指摘があった。

ウ ソリシタからの裁判官任用に関する説明 (ヴィッキ - ・チャップマン氏 : Head of Law Reform)

現在の裁判官の任用に関する最大の問題は、一応公募制になってはいるものの、女性、ソリシタ (上級判事には殆どいない。)、少数民族が十分登用されていないことにある。裁判官の任用に社会全体を反映させるようにすべきである。Peach Report は裁判官任用委員会の設立を提言したが、同委員会は、任用方法に関する勧告を行う権限しかなく、任用主体ではないことに強い懸念を有している。多様な人材登用の障害となる Secret Sounding 方式による任用 (同方式の下では任用に関与する裁判官が見聞きした範囲での候補者の弁論能力が偏重されることとなり手続の透明性・開放性を欠くことになる。) そのものを廃止すべきである。

今般の民事司法改革は裁判官の事件管理能力に依存するところが大き

い。ソリシタの事件管理能力を活かすためにも、ソリシタからの裁判官任用が一層重要となる。経験を有するソリシタが直接高等法院判事になれるようにするべきである(現在ソリシタからの任官者の殆どは巡回裁判官を経て高等法院判事となっている。)。

エ ソリシタ協会の取締機能等に関する説明 (マ - ティン ・ オライリ - 氏 : Chief Adjudicator, Office for the Supervision of Solicitors)

ソリシタ協会は、19 世紀に勅許により、ソリシタの開業登録及び規律保持のための団体として組織され、ソリシタの規律保持のための専門職業準則 (Professional Code of Conduct など) の制定や指導・監督等を行っている(根拠法は Solicitor Act 1974 や Court and Legal Service Act 1990 など)。

ソリシタ協会内には、ソリシタ監督部 (Office for the Supervision of Solicitors, OSS) が設けられ、同部が、一般市民の保護の見地から、ソリシタのレベルの維持・向上のために、依頼人等からの苦情処理、弁護士責任賠償保険の取扱い、非違行為に対する懲戒処分(注意、開業権の規制、事務所の閉鎖等)などを行っている。OSS に対する苦情の申立ては、1 年に約 1 万 8,000 件あるとのことである。

ソリシタに対する懲戒については、ソリシタ懲戒裁判所 (Solicitor Disciplinary Tribunal、高等法院の一部であり、ソリシタ協会とは別個独立の組織) も設けられており、登録取消し、賠償命令等の懲戒処分を行う権限を有している。その他、ソリシタの非違行為に関してはリーガル・オンブズマンへの申立てを行うことができる(申立てに理由があれば OSS に再検討が指示される。)。

なお、ソリシタの人口については今のままで十分とは考えていない。最近では、特に女性のソリシタが増加しており、今後もさらに増加していくことと思われる。地域偏在の問題は、ひとえにその地域の法的需要によるものと捉えており、特に地域偏在の解消のための方策は考えていない。

(3) クリフォ - ドチャンス法律事務所 (Clifford Chance LLP.)

同事務所において、キ - ス ・ クラ - ク 所長以下 5 名の弁護士 (中田浩一郎弁護士、穂積麻理子ソリシタを含む。) から、同事務所の概要の説明を受けるとともに、同事務所内の見学を行った。

同事務所は、世界でも最大規模の法律事務所であり、ロンドン中心部に所在する高層ビルの全体を所有し、各フロアに金融、証券、企業法務、不動産、

税金・年金・雇用、訴訟その他紛争解決、刑事等の様々なセクションを設け、それぞれに専門の弁護士及びスタッフを配置し、組織的・統一的に業務処理を行っている(専門分化・組織化の状況はまさに大型企業のそれに匹敵する。)。加えて、同事務所は、海外の20にわたる法域に合計29の支所を有し、合計3,000名の法律家(パートナーは630名)及び合計6,500名のスタッフを擁し、その顧客も世界のトップ企業500社のうち250社に上っている。

なお、このように業態が拡大することに伴って、税金や企業監査などの面で、弁護士を雇用する大型会計事務所(例えばビッグファイブ)との競合が問題となっているとのこと。

設備の面でも、事務所内に図書室、スポーツジム、プール、カフェテリア等が完備され、その充実ぶりには目を見張るものがあった。

(4) 中央刑事法院 (Central Criminal Court)

ア 法廷(陪審裁判)傍聴

事案は銀行強盗の共犯事件。傍聴時には、逮捕した警察官及び証拠物の鑑定を行った警察官の証人尋問が行われていた。

イ 中央刑事法院裁判官(第77代の Common Serjeant of London)の陪審制に関する説明

英国において、陪審裁判は、数世紀にわたって合理的に良く機能してきたものであり、殆どの場合良識的な結論に至っていると思われる。刑事手続(有罪・無罪の決定)に一般市民が参加するということが国民の意識にも根付いている。

ただし、大型経済事犯のような複雑な事件は陪審制になじまないのではないかと考えている。そのような事件については、裁判官と専門補佐人(assessor)か少数の専門家で構成する裁判体によるのが妥当ではないか。

陪審員の選任に際して意図的に人種・性別等の比率のバランスが保たれるような工夫は行ってはいない。無作為抽出(at random selection)によるのが公正確保のための最良の方法であると考えられる。

陪審裁判を公正に行うため、マスメディアに対する情報規制は不可欠。犯罪事実及び被逮捕者の氏名(18歳以上)を報道することはできるが、被逮捕者の顔写真の掲載やその来歴(特に前科)を報道することは厳格に禁止されている(法廷侮辱罪を構成)。

(5) バリスタ協会 (The General Council of the Bar)

ジョナサン・ハースト氏 (バリスタ協会会長)、ニール・モリソン氏 (チーフエグゼクティブ)、ガイ・マンズフィールド氏 (法律サービス委員会議長)、ウィリアム・ノリス氏 (同委員会委員)等からの説明

ア 裁判官の任用

裁判官任用の典型的なルートは、弁護士 (バリスタ又はソリシタ)として 10 年以上の実務経験を経た者 (通常は 40 歳以上)が大法官省の任官募集に対し書面により応募し、選考委員会 (非法律家もメンバーとなっている。)による面接試験を経て、一定期間の訓練の後、非常勤裁判官 (アシスタント・レコダ等)となるというもの。非常勤裁判官として 1 年に 4 週間程度法廷活動に従事し、3 ~ 5 年後に希望すれば常勤裁判官になることができる。

裁判官の任用に関し懸念されることは任官者層が限定されていることであり、今後、特に女性からの任官者が増加していくことが望まれる。

裁判官としては効率的な訴訟運営ができなければならず、その能力として最も重要なのは事件運営 (case management) 能力である。そのためには、実際の訴訟経験を有しその困難さも十分承知しているバリスタ又はソリシタから裁判官を採用するのが最も適している。

任官希望者数は多く、その質も向上している。裁判官になると弁護士であったときに比して収入が下がるが、裁判官の社会的地位・名声は非常に高く、年金制度も充実しており、優秀な弁護士 (top practitioner)からの希望が殊のほか多いことが注目される (弁護士として 25 ~ 30 年もの間重大・困難な事件の処理に関わってくればストレスも溜まってくるので裁判官になりたいと思うようになるのではないかと指摘あり。)。裁判官を弁護士としてのキャリアの一つの到達点と認識している者もいるとのこと。

イ バリスタ協会の概要

バリスタ協会の目的は、自律的組織としてバリスタの規律を保持し公共的信頼を確保すること、開業免許の許否等を通じて高度な専門職業としての基準を保つこと (他方で競争性の確保とのバランスをとる必要がある。)、バリスタの経営支援、バリスタの養成・研修、各種改革に対する意見・提言を行うことなどである。

法廷弁論権 (right of audience) についてソリシタとの間の垣根を低くしていく流れにあるが、弁論の質の低下につながるかという懸念がある。

弁論技術は特殊な技能であり、その専門家がバリスタである。商業ベースでいえば、ソリシタの方が割がよいかもしれないが、バリスタは、公共・正義への奉仕の精神を兼ね備えた非常に独立性の高い職業であり、法廷弁論の専門家として今後も重要な役割を果たしていくものと考えている。

ウ 陪審制度

陪審制度は、英国においては、市民の自由の礎石を成すもので、正に社会の意思の反映ともいうべき制度である。

多民族国家の英国において少数民族に属する者を保護するなどの見地から、適正に社会の構成を反映し得る陪審による裁判は、社会の団結を維持・強化する上で有益である（裁判官は、多くの場合、中流階級出身の白人の男性であるが、陪審は階級に関わりなく多様な人種・性別の中から無作為に抽出される。）。

以 上